



市町村職員共済組合審議会委員、労災協会会長、船員保険会会长等教えるにいたしまがあれません。また大蔵省給与局長であります今井一男さんを見ますと、社会保障制度審議会委員、中央社会保険医療協議会委員、社会保険審議会委員、臨時医療保険審議会委員、七人委員会委員長、共済組合連盟理事長、非現業共済組合連合会長、労働金庫理事長等、まことにたくさんの方をやつておられます。赤木朝治元内務省医務局長あるいは川西実三元内務省社会局保険部長、これらの人もたくさんの方をやつております。労働保険審議会の委員には人格高潔な学識経験者といたしまして、それぞれの委員会、審議会の委員に配置されております。そしてこういう委員会屋さんによりまして各種の委員会が運営されるからいざこも同じとなりまして、勢い官僚的な保守的な方いがどんどんとしてくるのであります。私は、このことは将来日本の社会保障制度の機構の改革に際しまして大いに考慮すべき問題であると思うのであります。そして今度の委員会も同じような委員会屋さんによって占められ、きわめて保守的な官僚的な運営が行われることがないよう私は念願いたしております。

労災保障を失って、窮屈にあえぐ議論がなされ、精神は労働者の基本的個人権を守り、労働者がよし傷つき倒れることありといふ。労災保険の制度は常にすべての人の仕合せを願うふのでなくしてはなりません。労災保険の文化的生活を保障せんとするところにあります。労働者から災害補償に関する異議申し立ての機会を万里の遠くに運び去つて、その口を封じ、不幸なる犠牲者を招来せんとするがごときことは、まさに制度の改正にあらずして改悪であります。

日本社会党は以上の理由をもつて、本法律案に対し強く反対するものであります。政府及び自民党の諸君は、必ずから非人情的な方策をよく反省下さい。さきよく本法律案を撤回されんことを要望して、私の反対討論を終ります。(拍手)

りますから、また迅速をどうとめたために社会保険の例にならない、公益委員ももって構成したものであること、第三に従来の実情から見て手続を合理的に整理したもので、保険行政の上から見てまさに時に適した改正であると存する次第であります。社会党の懸念としておられる三者構成の点について、は、地方の審査官の審査に際しても、また中央の審査会においても労使代表者の意見を十分に述べしめ、実質的に三者構成の機能を発揮せしめることとなつておるのであります。この際私どもはさらにこの上に、政令にそれぞれの手続を定めて、これが民主的運営をはかる上に十分留意されることを当局に希望いたしまして、本案に対しては賛成をいたす次第であります。(拍手)○佐々木委員長 中原健次君。

○中原委員 ただいま議題となつております本法律案に反対の意見を述べたいと思います。

この法律案はその扱わんとするところ、労災におきましては当該負傷、疾病、死亡等の事故の業務上あるいは業務外の認定、その決定、障害補償費の支給につきましては特に障害等級の決定、平均賃金の決定あるいは保険給付の制限事由の有無の決定、また失業保険におきましては被保険者の資格の得喪の確認、失業の認定等、これらをきめめて重要な事項についての審査の申請にかかる重要な事柄を扱う機関でありますだけに、この審査会を構成する委員あるいは審査官の決定に関しましては、これらの被保険者側の利益を満たさない十分反映せしめるに足るだけの性能を持つ機関でなければならぬと考えるのであります。しかるにこの審査

会の委員に関します場合、政府の説明によれば公益的立場にある学識経験者のみによって構成せる機関が審査をし、なおかつ採決をするということを妥当である、このように打ち出しておりますのであります。果してそれがそのうがことを純粹性をこのような学識経験者と称するものの中から期待することができるだらうか、残念ながら私はもはそのことを期待することができない。審査し、採決する機関の妥当性を確保するためには、従来の経験を積み重ねて参りましたごとく、いわゆる三者構成による機関にその審査をゆだねるといふことがせめて妥当適正となる結果を期待することができるのではないかと考へます。しかし、かかるにその主張に対して一顧も与えない今回の措置は、特に被保険者の側から断じて承服のできない事柄であろうかと考へるものであります。そのような被保険者側の声に多少の心を用いたものもあるらかと考へます制度に、いわゆる参与制の採用があると思います。この参与制といふのはなるほど一応被保険者のそのような期待に何らか心を用いたかのごとく見せつけなければならぬこと考へての措置であろうと考えるが、これはその審査に当つてただ一心耳を寄せる程度の機能を持たせるにすぎない問題です。従つてまでの期待をその機関に寄せるることは困難であらうかと考えるのであります。そして審査の統一と適正化を強調し、その強調の中に政府の意図するものが何であるかを想像することができるのであります。このよくななことは、被保険者側の利益を今後どのようにして保障するかについてはまだ遺憾なきを得ないものを感じます。

のであります。なお第二点といたしましても、いわゆる第一審の段階、その一審の段階はほぼ現行の制度をそのままにしたとしておりますけれども、この際労働審査官の身分の問題を思ひますところは全く労働大臣の下僚をもつてこれに当らしめ、従つて労働大臣の指揮下に属する者をもつてその任を全うしようとしておるのであります。これは全く労働大臣の指揮下に属する者をもつてその任を全うしようとしておるのであります。従つてこのようにいたしましては、この審査官の身分が安全に保障されておらないだけ、それだけその職能は依然として官僚統制の根を深く張る以外に方法がない。つまりねらいはやはりそこにあることを思ひしめるので、はなはだ遺憾であります。少くともこのときにつきに當つて、この審査官の身分の問題についてそのようなこだわりのないものに保障することが必要であったと考えるのであります。かれこれ思つてみますと、今回のこの法案のねらいとすると、それは、被保険者側の立場に立つてこれを判談しようといふ立場からではなかなかまで強力に打ち固めた官僚統制、そのことを容易ならしめようとするのねらいがはつきりとうかがわれるものであります。はなはだ遺憾ながらこのよくな立法措置に対しきして賛成することができないものであります。一言反対の要旨といたしまります。(拍手)

思いますので御了承願いたいと存じます。

○岡本委員 議事進行について。私は

今の討論の中で「言葉片句たりとも不穏

当と思われるようなことは發言した覚

えはありません。すべて私の真心から

ほとばしり出る言葉をもって……。

○佐々木委員長 岡本君に申し上げま

す。不穏であるかないかは速記録を

調べた上と申しておりますから、速記

録を調べた上適当な処置をいたしたい

と思います。

○佐々木委員長 本案を原

案の通り可決するに賛成の諸君の起立

を願います。

〔賛成者起立〕

○佐々木委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なお本案に対する委員会報告書の作成等に関しましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○佐々木委員長 御異議ないものと認めそのように決します。

ように改正する。

目次中「第四章 費用の負担 第

二十八条—第三十七条」を「第四章

費用の負担 第二十八条—第三十七

条 認可による被保険者に関する

特例（第三十七条の二—第三十七条

の六）に改める。

第一条中「分べんに対し」を「分べんに関して」に改める。

第九条 この法律による保険給付は、次のとおりとする。

一 療養の給付

二 傷病手当金の支給

三 埋葬料の支給

四 分べん費の支給

五 出産手当金の支給

六 育手当金の支給

七 家族療養費の支給

八 家族埋葬料の支給

九 配偶者分べん費の支給

十 配偶者は育手当金の支給

第十条第三項中「七十八日」を「六十日」に改める。

第十四条中「一年」を「一年」に改める。

第十六条の三第二項中「、通算し

て二十八日」を「通算して二十八日

分以上又は当該月の前六箇月間に通

算して四十八日」に改め、同条を第十六条の四とする。

日雇労働者健康保険法の一部を改

正する法律案

日雇労働者健康保険法の一部を改

正する法律

日雇労働者健康保険法（昭和二十

八年法律第二百七号）の一部を次の

条を加える。

（傷病手当金）

第十六条の二 被保険者が療養のため労務に服することができないと

きは、その日から起算して第四日から労務に服することができなかつた期間、傷病手当金を支給する。

2 被保険者が傷病手当金の支給を受けるには、同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾患によつて療養のため労務に服することができなかつた最初の日の属する月の前二箇月間に通算して二十八日分以上又は当該月の前六箇月間に通算して六十日分以上の保険料が、その被保険者について、納付されなければならぬ。

3 第十六条の二の前に次の四条を加える。

（出産手当金）

第十六条の五 前条第一項の場合に

おいて、被保険者が分べんの日前四十二日以内において労務に服さなかつた期間、出産手当金を支給する。

4 第十七条の前に次の四条を加える。

（出産手当金と傷病手当金との競合）

第十六条の七 出産手当金の支給をする場合においては、その期間、傷病手当金は、支給しない。

（準用規定）

第十六条の八 健康保険法第五十八条の規定は、傷病手当金及び出産手当金に準用する。

第十七条の二第二項及び第十七条

の三第二項中「七十八日」を「六十日」に改める。

第十七条の四中「埋葬料苦しくは

分べん費」を「傷病手当金、埋葬料、分べん費」、「若しくは配偶者分べん費」を「、配偶者分べん費若しくは配偶者は育手当金」に改め、同条を第十七条の五と、第十七条の三の三第二項中「七十八日」とあるのは「六十日」に改める。

3 第十六条の二第三項本文の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「一箇月」とあるのは「四箇月」と、同項第二号

中「六十日」とあるのは「四十八日」と読み替えるものとする。

（ほ育手当金）

第十六条の六 被保険者が分べんし

て、納付された保険料のうち、

ことによつて前項の受給要件をそなえている被保険者について、納付された保険料が二十八日分以

て、納付された保険料が二十八日分以上であるとき。

二 六箇月間に通算して六十日分

以上の保険料が納付されているこ

とによつて前項の受給要件をそなえている被保険者について、納付された保険料が二十八日分以上あるとき。

3 第十六条の四 被扶養者である配偶者が分べんした場合において、その出生児をほ育したときは、被保険者に對し、配偶者は育手当金を支給する。

2 被保険者が配偶者は育手当金の支給を受けるには、分べんの日の属する月の前二箇月間に通算して二十八日分以上又は当該月の前六箇月間に通算して六十日分以上の保険料が、その被保険者について、納付されなければならぬ。

3 第一条の配偶者は育手当金の支給に關しては、第十六条の六第一

4 傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾患に関しては、その支給を始めた日から起算して九十日間をもつて限度とする。

5 第十六条の二の前に次の四条を加える。

（出産手当金）

第十六条の五 前条第一項の場合に

おいて、被保険者が分べんの日前四十二日以内において労務に服さなかつた期間、出産手当金を支給する。

6 第十六条の七 出産手当金の支給をする場合においては、その期間、傷病手当金は、支給しない。

（準用規定）

第十六条の八 健康保険法第五十八条の規定は、傷病手当金及び出産手当金に準用する。

7 第十七条の二第二項及び第十七条

の三第二項中「七十八日」を「六十日」に改める。

第十七条の四中「埋葬料苦しくは

分べん費」を「傷病手当金、埋葬料、分べん費」、「若しくは配偶者分べん費」を「、配偶者分べん費若しくは配偶者は育手当金」に改め、同条を第十七条の五と、第十七条の三の三第二項中「七十八日」とあるのは「六十日」に改める。

8 第十六条の二第三項本文の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「一箇月」とあるのは「四箇月」とあるのは「四箇月」と、同項第二号

中「六十日」とあるのは「四十八日」と読み替えるものとする。

（ほ育手当金）

第十六条の六 被保険者が分べんし

て、納付された保険料のうち、

ことによつて前項の受給要件をそなえている被保険者について、納付された保険料が二十八日分以

て、納付された保険料が二十八日分以上あるとき。

二 六箇月間に通算して六十日分

以上の保険料が納付されているこ

とによつて前項の受給要件をそなえている被保険者について、納付された保険料が二十八日分以上あるとき。

3 第十六条の四 被扶養者である配偶者が分べんした場合において、その出生児をほ育したときは、被保険者に對し、配偶者は育手当金を支給する。

2 被保険者が配偶者は育手当金の支給を受けるには、分べんの日の属する月の前二箇月間に通算して二十八日分以上又は当該月の前六箇月間に通算して六十日分以上の保険料が、その被保険者について、納付されなければならぬ。

3 第一条の配偶者は育手当金の支給に關しては、第十六条の六第一

4 日分以上又は当該月の前六箇月間に通算して四十日分以上の保険料が、その被保険者について、納付されなければならぬ。

5 第十六条の五 前条第一項の場合に

おいて、被保険者が分べんの日前四十二日以内において労務に服さなかつた期間、出産手当金を支給する。

6 第十六条の七 出産手当金の支給をする場合においては、その期間、傷病手当金は、支給しない。

（準用規定）

第十六条の八 健康保険法第五十八条の規定は、傷病手当金及び出産手当金に準用する。

7 第十七条の二第二項及び第十七条

の三第二項中「七十八日」を「六十日」に改める。

第十七条の四中「埋葬料苦しくは

分べん費」を「傷病手当金、埋葬料、分べん費」、「若しくは配偶者分べん費」を「、配偶者分べん費若しくは配偶者は育手当金」に改め、同条を第十七条の五と、第十七条の三の三第二項中「七十八日」とあるのは「六十日」に改める。

8 第十六条の二第三項本文の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「一箇月」とあるのは「四箇月」とあるのは「四箇月」と、同項第二号

中「六十日」とあるのは「四十八日」と読み替えるものとする。

（ほ育手当金）

第十六条の六 被保険者が分べんし

て、納付された保険料のうち、

ことによつて前項の受給要件をそなえている被保険者について、納付された保険料が二十八日分以

て、納付された保険料が二十八日分以上あるとき。

二 六箇月間に通算して六十日分

以上の保険料が納付されているこ

とによつて前項の受給要件をそなえている被保険者について、納付された保険料が二十八日分以上あるとき。

3 第十六条の四 被扶養者である配偶者が分べんした場合において、その出生児をほ育したときは、被保険者に對し、配偶者は育手当金を支給する。

2 被保険者が配偶者は育手当金の支給を受けるには、分べんの日の属する月の前二箇月間に通算して二十八日分以上又は当該月の前六箇月間に通算して六十日分以上の保険料が、その被保険者について、納付されなければならぬ。

3 第一条の配偶者は育手当金の支給に關しては、第十六条の六第一



「費」の下に、「第三十三条第一項  
ノ規定ニ依ル育児手当金」を「分  
娩費」の下に、「哺育手当金」を  
加える。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の二中「配偶者分担費」の下に、「組合員の被扶養者である配偶者の分べんに係る保育手当金」を「分べん費」の下に、「保育手当金」を加える。  
(市町村職員共済組合法の一部改正)

6 市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第四十条の二中「配偶者分べん費」の下に、「組合員の被扶養者である配偶者の分べんに係る保育

「手取金」を、「今すぐ費」の下に「  
送り手取金」を加える。

### 本案施行に要する経費

○八木一男委員 ただいま議題となり  
総十六億七千万円の見込である。

ました日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案について、その趣旨及

て概要について御説明いたしましたが、日雇労働者健康保険制度は、同法が昭和二十年七月成立、翌年三月給付開始以来、日雇労働者の疾病負傷時等における医療並びに生活の保証を行う制度として漸次その実効をあげつづりますが、成立時における本院厚生委

制度審議会あるいは社会保険審議会のものであります。すなわち療養の給付は現在一ヵ年までありますし、短期間に限定されておりますが、このようなことは本法の被保険者が健康保険よりはるかに限られて、傷病手当金、出産手当金、保育手当金、配偶者保育手当金等の継続的現金給付がないことが、大きな欠陥とされております。特に傷病手当金のないことは発病休業の際に、直ちに無収入の状態に陥る日雇労働者にとって致命的なものであり、家族の生活を守るために診療を受けなかつたり、また、診断の結果安静を必要となるながら就業したりして病気を悪化させる場合が少くなく、全く仏作つて魂を入れずといった結果になつてゐるのです。

ら見ますときに、この要件はなかなか過酷でありまして、ちょっとした家庭上の事故等によりまして非常に不運な被保険者は常々まじめに保険料を納しておながり保険事故の際に診療料を納められない場合に立ち至るのではありませんで、至急改正の要が痛感されるのであります。また本法の適用される被保険者は職安に働く自由労働者あるいは土建労働者の人々等でありますから、同様の労働条件にありながら適用を受け得ない人達、あるいは山林労働者、つき添い看護婦の人たちも相当あるのでありますし、適用拡大の必要も從前から指摘されているのであります。

最後に以上の欠陥をなくすための改正を保険給付に対する国庫負担の大幅増率によって実現すべきことは日雇い労働者の生活実態、各審議会等の答申等よりして当然のことと考えられます。本改正案は以上の理由によつてそれぞれに対応した改正を実現しようとするものであります。その内容の概要是左の通りであり、その施行に要する経費は約十六億七千万円の見込みであります。

第一に、療養給付を一ヵ年より二ヵ年に延長いたしたいと考えております。

第二に、これから申し上げるような継続的現金給付を新設いたしたいと考えておるわけであります。その第一は傷病手当金であります。傷病手当金を、一級の被保険者に対しましては一日百四十円、二級の被保険者に対しましては一日九十円といふ単価をもちまして九十日間まで支給するわけでござります。その第二は出産手当金でございまして、その単価は傷病手当金と同

様でござりまするが、産前産後の四ヶ月ずつ、すなわち合計八十四日間を支給いたしたいと考えておるわけでござります。その第三は保育手当金並びに配偶者保育手当金でございまして、これは一ヶ月二百円の金額をもちまして六ヵ月間支給することにいたしたいでござります。

次に保険給付の受給要件を緩和いたしたいわけでござりまするが、これにつきましては現在二ヵ月二十八日、六ヵ月七十八日の保険料納入済みのいずれかの一方を満たせばよいことになつておりますが、その要件を、二ヵ月二十八日、六ヵ月六十日の保険料を納めておればよい、ということにいたしましたいと考へるわけでござります。特に分娩費、出産手当金、保育手当金等の被保険者が婦人であつて、みずから出産をする場合におきましては、四ヵ月二十八日、六ヵ月四十八日といふように、一般の場合よりも要件を緩和いたしたいと考へているわけでござります。

第四に、認可による被保険者という項目を新しく設けまして、厚生大臣の保険を取り扱うことについての認可を得た労働組合の組合員であるという要件によつて本法の被保険者になり得る道を開きたいと存じておるわけでござります。これによりまして、先ほど申し上げましたような、特に本法の適用を必要とする人たちとの保険適用の道が開けると信するものでござります。

第五に、国庫負担は現在保険給付の一割でありますのを五割にいたしまして、その国庫負担をはつきりと法文に明文をうたいたいと考へておるわけでござります。

以上がこの法律案を提出いたしました。  
趣旨並びにその内容でござります。」  
とぞ慎重御審議下さるとして、すみ  
かに満場一致御可決下さいましたこと  
心からお願いを申し上げる次第でござ  
ります。

○佐々木委員長 以上で説明を終りました。本案に対する質疑その他に  
きましては後刻に譲ることといた  
ます。

本会議散会後まで休憩いたします。  
午後零時十二分休憩

「休憩後は開会に至らなかつた」  
〔参照〕

労働保険審査官及び労働保険審査会  
法案(内閣提出)に關する報告書  
〔別冊附録に掲載〕

上 何や尊な御事

第一類第七号

社会労働委員会議録第十九号

昭和三十一年三月十三日

昭和三十一年三月十七日印刷

昭和三十一年三月十九日発行

衆議院事務局

印刷者　大蔵省印刷局